

介護給付適正化について よく寄せられる問い合わせ ※電話等によく寄せられる問い合わせ一覧です。

| 項番 | 質問(Q) | 回答(A) |
|----|---|---|
| 1 | <p>国保連合会から「介護給付費給付実績明細書について照会(依頼)」という文書が届きました。これは何でしょうか。請求が誤っているということでしょうか。</p> | <p>国保連合会で行っている「縦覧点検」及び「医療情報との突合点検」において、疑義がある場合に送付しています。 請求が誤っている場合もありますが、確認のために送っている側面もありますので、この文書が届いたからといって、一概に請求誤りということではありません。 事業所側で請求内容を改めて確認し、算定の可否について判断していただき、回答期日までに御回答ください。</p> |
| 2 | <p>「介護給付費給付実績明細書について照会(依頼)」という文書で、確認届が届きました。確認届について教えてください。</p> | <p>国保連合会で行っている「縦覧点検」及び「医療情報との突合点検」において疑義がある場合に事業所に送付する確認届には、いくつかの種類があります。 各確認届によって疑義内容が異なりますので、それぞれに確認が必要です。 本会ホームページに各確認届の記載例を掲載しておりますので、御参照ください。</p> |
| 3 | <p>送付された内容を確認した結果、請求が誤っていました。どうしたらよいでしょうか。</p> | <p>確認届の過誤をする欄に「○」を記載し、返送してください。 この場合、連合会にて回答期日の翌月に過誤調整の処理を行います。 過誤調整依頼書については、各保険者に提出する必要はありません。</p> |
| 4 | <p>送付された内容を確認したが、請求に誤りはありません。どうしたらよいでしょうか。</p> | <p>確認届の過誤をする欄に「×」を記載し、返送してください。</p> |
| 5 | <p>送付された内容を確認した結果、請求が誤っていたが、既に気づき、過誤調整依頼書を保険者へ提出しました。どうしたらよろしいでしょうか。</p> | <p>過誤調整依頼書を既に保険者へ提出している場合は、過誤をする欄にその旨を記載し返送してください。 例：平成29年*月過誤依頼済</p> |
| 6 | <p>送付された内容を確認した結果、請求内容が一部誤っていたため、誤った部分のみ調整したい場合は、どうしたらよろしいでしょうか。</p> | <p>過誤調整の処理は、一部調整はありません。 請求実績全てを取り下げ、正しく再請求することで、調整されることとなりますので、必要な場合は再請求を行ってください。</p> |
| 7 | <p>過誤をする欄に「○」を付けたが、再請求はいつできますか。</p> | <p>回答期日の翌月に同月過誤での処理となるため、回答期日の翌月から再請求が可能となります。</p> |
| 8 | <p>過誤調整依頼書を保険者に提出していないのに、過誤決定通知書に掲載されている受給者がいます。なぜでしょうか。</p> | <p>本会で平成27年度から開始している介護給付適正化支援事業において過誤調整が発生した場合、保険者への過誤申立は不要としております。 連合会から送付された確認届・照会事項において「過誤をする」と回答していただいたものについては、事業所から保険者への過誤申立をせずに、本会への回答で過誤調整処理を実施いたします。 事業所側では請求内容をしっかりと確認後、算定の可否を判断した上で、過誤調整の有無の回答をするようにしてください。</p> |